

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、県内の介護施設等に勤務する介護職員等の育成及び定着の促進を図るため、介護施設等が、「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱」（平成31年3月28日付け社援基発0328第2号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知別紙3）に基づき実施する外国人介護福祉士候補者の学習支援等に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該外国人介護福祉士候補者の就労する介護施設等を運営する者に対し、青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、外国人介護福祉士候補者とは、経済連携協定に基づき入国し、県内の介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者をいう。

(補助対象事業所及び補助対象者)

第3 補助金の対象となる介護施設等（以下「補助対象事業所」という。）は、県内に所在し、外国人介護福祉士候補者の就労する介護施設等とし、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業所を運営する者とする。

(補助対象経費、補助基準額、補助率及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出した額以内の額とする。

- (1) 補助対象経費ごとに、補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を選定する。
- (2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算出する。

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 所要額調書（別紙1）

- (2) 令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 事業計画書（別紙2）
- (3) 当該事業に係る収支予算（見込）書抄本
- (4) 振込先の通帳の写し（「口座番号」・「口座名義人」・「支店名」がわかる部分）
- (5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更をする場合において、あらかじめ令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業中止(廃止)承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 本事業の実施に携わる者は、外国人介護福祉士候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。
- (7) 補助事業者が（1）から（6）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請の取下げの期日等）

第7 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助

金交付申請取下書（第 6 号様式）を知事に提出して行うものとする。

（補助金の交付方法）

第 8 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第 9 補助金の請求は、令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金請求書(第 7 号様式)を提出して行うものとする。

（実績報告）

第 10 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業完了（廃止）実績報告書（第 8 号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- （1）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 精算書（別紙 3）
- （2）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 実績報告書（別紙 4）
- （3）領収書等の支払額を証する書類
- （4）当該事業に係る収支決算（見込）書抄本
- （5）その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 4 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助基準額	補助率
(1) 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習支援の整備に要する経費	外国人介護福祉士候補者 1 人当たり年額 150 千円 ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助基準額を月割り計算する。	10/10
(2) 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 13 条第 1 号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修をいう。）の受講に要する経費 ただし、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。	外国人介護福祉士候補者 1 人当たり 75 千円（日本での滞在期間中 1 回に限る。ただし、受講する喀痰吸引等研修が当該年度内に終了しない場合は、基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計上する。）。	
(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費	補助対象事業所当たり 60 千円	

なお、(1) から (3) までの経費について「青森県外国人介護人材定着支援事業費補助」等、他事業による補助金を受けている場合には補助対象としない。

第 1 号様式（第 4 関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

申請者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付申請書

令和 8 年度において実施する青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 所要額調書（別紙 1）
- （2）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 事業計画書（別紙 2）
- （3）当該事業に係る収支予算（見込）書抄本
- （4）振込先の通帳の写し（「口座番号」・「口座名義人」・「支店名」がわかる部分）
- （5）その他知事が必要と認める書類

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業について、下記のとおり変更したいので、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (1) 既交付決定額 金 円
(2) 変更後交付申請額 金 円
(3) 添付書類
・
・
・

(注) 添付書類は、交付申請手続に準じること。

なお、事業内容については、変更箇所に下線を引くとともに、事業費の積算内訳については、変更部分を上下2段書きとし、変更前の額を上段に括弧書きし、変更後の額を下段に記載すること。

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）の内容
- 3 中止の期間（廃止の時期）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者

法人所在地

法人名

法人代表者職・氏名

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業について、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 指示を受ける理由

- ・ 予定の期間内に完了しない
- ・ 補助事業の遂行が困難
- ・ その他（ ）

2 状況報告（遂行状況等）

3 指示を受ける内容（今後の対応）

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

第 5 号様式（第 5 関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で交付決定の通知を受けた令和 8 年度
青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金について、令和 8 年度青森県外国人
介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第 5 第 5 号の規定に基づき下記のとおり
報告します。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条
の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資
料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

第 6 号様式（第 6 関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け青高保第 号で交付決定の通知を受けた令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金の交付申請を令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第 6 第 2 項の規定により、下記のとおり取り下げます。

記

1 交付決定額 金 円

2 取下げの理由

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青高保第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金として、令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

取引銀行	銀行 支店	1 普通預金 2 当座預金 3 ()
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		

※交付申請に添付した通帳の写しと振込先が異なる場合は、通帳（上記内容がすべてわかる部分）の写しを添付すること。

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
Eメールアドレス	

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

補助事業者
法人所在地
法人名
法人代表者職・氏名

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青高保第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第 12 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- （1）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 精算書（別紙 3）
- （2）令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 実績報告書（別紙 4）
- （3）領収書等の支払額を証する書類
- （4）当該事業に係る収支決算（見込）書抄本
- （5）その他知事が必要と認める書類

担当者	
所属	
電話番号（ファックス番号）	
E メールアドレス	

別紙1(第1号様式関係)

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 所要額調書

申請者(法人)名:

区分 ①	総事業費 ②	寄附金その他 の収入予定額 ③	差引額 ④(②-③)	補助対象経費の 支出予定額 ⑤	補助基準額 ⑥	選定額 (⑤、⑥の少ない 方の額×10/10) ⑦	補助所要額 (④、⑦の少ない方の額) ⑧	備考 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	
(1)日本語学習、介 護分野の専門知識の 学習及び学習支援の 整備に要する経費								
(2)喀痰吸引等研修 の受講に要する経費								
(3)研修を担当する 者の活動に要する経 費								
合計	円	円	円	円	円	円	円	

(注)

- ⑤欄は、別紙2により算定した金額を記載すること。
- ⑥欄は、別紙2により算定した金額を記載すること。
- ⑦欄は、⑤欄と⑥欄を比較し、少ない方の額を記載すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
- ⑧欄は、④欄と⑦欄を比較し少ないほうの額を記載すること。

別紙 2 (第 1 号様式関係)

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 事業計画書

受入施設名						
	合 計	※ 候補者の人数を入国年度別に記入すること。				
		令和 4 年度 入国	令和 5 年度 入国	令和 6 年度 入国	令和 7 年度 入国	令和 8 年度 入国
候補者人数 (人) A						
うち事業対象人数 (人) B						
実施割合 (B / A × 100)	%					
A の候補者の氏名 (生年月日、国籍、就労開始年 月日～帰国 (予定) 年月日)	・ ・ ・					
取組内容 (実施する取組に☑する)	☐ (1) 受入施設が行う外国人介護福祉士候補者の日本語学習 (日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習 (民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等) 及び学習支援の整備 ☐ (2) 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講 ☐ (3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動					
上記取組に係る事業計画 学習の内容及び研修支援 体制 ※入国年度毎に具体的な実施方法等を詳細に記載するとともに、受入施設における研修支援体制についても記載願います。 ※実施内容がわかる資料があれば添付してください。	(1) (2) (3)					
期待される事業の効果、効果をあげるための取組						

【（１）日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費】

科 目	補助対象経費 支出予定額	積算内訳
報償費 旅 費 需用費 役務費 使用料 賃借料 委託料 負担金、補助及び交 付金 備品購入費	円	
小 計 C	円	
寄附金その他の 収入額 D	円	
差引額 (C－D) E	円	
補助基準額 F	千円	＊１５０千円（ただし、年度途中で帰国（退職） や令和７年度に入国する候補者については、月 割り計算後の額×事業対象人数（Ｂ））
要県補助額 G	千円	EとFとを比較して少ない方の額 （千円未満切り捨て）

【（２）喀痰吸引等研修の受講に要する経費】

科 目	補助対象経費 支出予定額	積算内訳
旅 費 需用費 役務費 負担金、補助及び交 付金	円	
小 計 H	円	
寄附金その他の 収入額 I	円	
差引額 (H－I) J	円	
補助基準額 K	千円	* 7 5 千円×事業対象人数（B）
要県補助額 L	千円	J と K とを比較して少ない方の額 (千円未満切り捨て)

【（３）研修を担当する者の活動に要する経費】

科 目	補助対象経費 支出予定額	積算内訳
諸 手 当 M	円	
寄附金その他の 収入額 N	円	
差引額 (M－N) O	円	
補助基準額 P	6 0 千円	* 1 施設当たり
要県補助額 Q	千円	O と P とを比較して少ない方の額 (千円未満切り捨て)

要県補助額合計 (G＋L＋Q) R	千円	
----------------------	----	--

別紙3(第8号様式関係)

令和8年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 精算書

補助事業者(法人)名:

補助対象経費 ①	総事業費 ②	寄附金その他の収入額 ③	差引額 ④(②-③)	補助対象経費 の実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	選定額 (⑤、⑥の少ない方の額× 10/10) ⑦	補助所要額 (④、⑦の少ない方の額) ⑧	補助金交付決定額 ⑨	補助金受入済額 ⑩	差引過(△)不足額 (⑩-(⑧、⑨の少ない方の額)) ⑪	備考 ⑫
(1)日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習支援の整備に要する経費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
(2)喀痰吸引等研修の受講に要する経費											
(3)研修を担当する者の活動に要する経費											
合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注)
- ⑤欄は、別紙4により算定した金額を記載すること。
 - ⑥欄は、別紙4により算定した金額を記載すること。
 - ⑦欄は、⑤欄と⑥欄を比較し、少ない方の額を記載すること。(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
 - ⑧欄は、④欄と⑦欄を比較し少ないほうの額を記載すること。

別紙 4（第 8 号様式関係）

令和 8 年度青森県外国人介護福祉士候補者学習支援事業 実績報告書

受入施設名						
	合 計	※ 候補者の人数を入国年度別に記入すること。				
		令和 4 年度 入国	令和 5 年度 入国	令和 6 年度 入国	令和 7 年度 入国	令和 8 年度 入国
候補者人数（人） A						
うち事業対象人数（人） B						
実施割合（ $B/A \times 100$ ）	%					
A の候補者の氏名 （国籍、就労開始年月日～帰国 （予定）年月日）	・ ・ ・					
取組内容 （実施した取組に☑する）	☐ （１）受入施設が行う外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習支援の整備 ☐ （２）外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講 ☐ （３）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動					
上記取組に係る実施内容 学習の内容及び研修支援 体制等記載 ※入国年度毎に具体的な実施方法等を詳細に記載するとともに、受入施設における研修支援体制についても記載願います。 <u>※実施状況がわかる資料を添付</u>	（１） （２） （３）					
事業実施による効果						

【（１）日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費】

科 目	補助対象経費 実支出額	積算内訳
報償費 旅 費 需用費 役務費 使用料 賃借料 委託料 補助金 備品購入費	円	
小 計 C	円	
寄附金その他の 収入額 D	円	
差引額 (C－D) E	円	
補助基準額 F	千円	＊１５０千円（ただし、年度途中で帰国（退職） や入国する候補者については、月割り計算後の 額×事業対象人数（Ｂ））
要県補助額 G	千円	EとFとを比較して少ない方の額 （千円未満切り捨て）

【（２）喀痰吸引等研修の受講に要する経費】

科 目	補助対象経費 実支出額	積算内訳
旅 費 需用費 役務費 補助金	円	
小 計 H	円	
寄附金その他の 収入額 I	円	
差引額 (H－I) J	円	
補助基準額 K	千円	* 7 5 千円×事業対象人数 (B)
要県補助額 L	千円	J と K とを比較して少ない方の額 (千円未満切り捨て)

【（３）研修を担当する者の活動に要する経費】

科 目	補助対象経費 実支出額	積算内訳
諸 手 当 M	円	
寄附金その他の 収入額 N	円	
差引額 (M－N) O	円	
補助基準額 P	6 0 千円	* 1 施設当たり
要県補助額 Q	千円	O と P とを比較して少ない方の額 (千円未満切り捨て)

要県補助額合計 (G＋L＋Q) R	千円	
----------------------	----	--

※領収書等、支払額（支払日を含む）がわかる書類を添付してください。